

令和6年度監査等計画

福島県監査委員監査基準第7条に基づく監査等計画を以下のとおり定め、本計画の定めるところにより、令和6年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施する。

第1 基本方針

県政においては、新たな総合計画の3年目となる令和6年度について、計画に掲げる将来の姿の実現に向け、これまで続けてきた挑戦を更に「シンカ」させ、一つ一つの施策を着実に前進させていくことが重要であるとし、物価高騰への対応、復興と地方創生の加速、防災力の強化、カーボンニュートラルの推進、デジタル変革の着実な推進等に取り組むとしている。

令和2年4月施行の改正地方自治法には、地方公共団体の事務執行の適正化を確保するため、県が自ら行う内部統制の導入と、監査委員による監査機能の充実強化が盛り込まれており、監査においては、その実効性や専門性を高めるため、『より本質的な監査業務』に人的及び時間的資源を重点的に振り向け、機能強化の具体化を図っていくことが求められている。

そのため、令和6年度においては、

- ア 内部統制の機能の程度について十分に検討を行いながら、
- イ 経済性、効率性、有効性の観点をより重視し、
- ウ 定期監査、決算審査、例月出納検査、行政監査、技術監査、財政支援団体等監査など各種監査等の更なる連携により、横断的、多角的な視点からの監査等を重点的に進め、

政策・施策・事業の具体的な『成果の創出』と『成果の見える化』につながる監査等を行う。

以上を念頭に、監査に課された使命を着実に果たし、県民の信頼に応えていくことで、本県の復興と地方創生の着実な進展、より魅力的な福島の地域づくりに貢献することを目指す。

第2 監査等の実施

1 財務監査

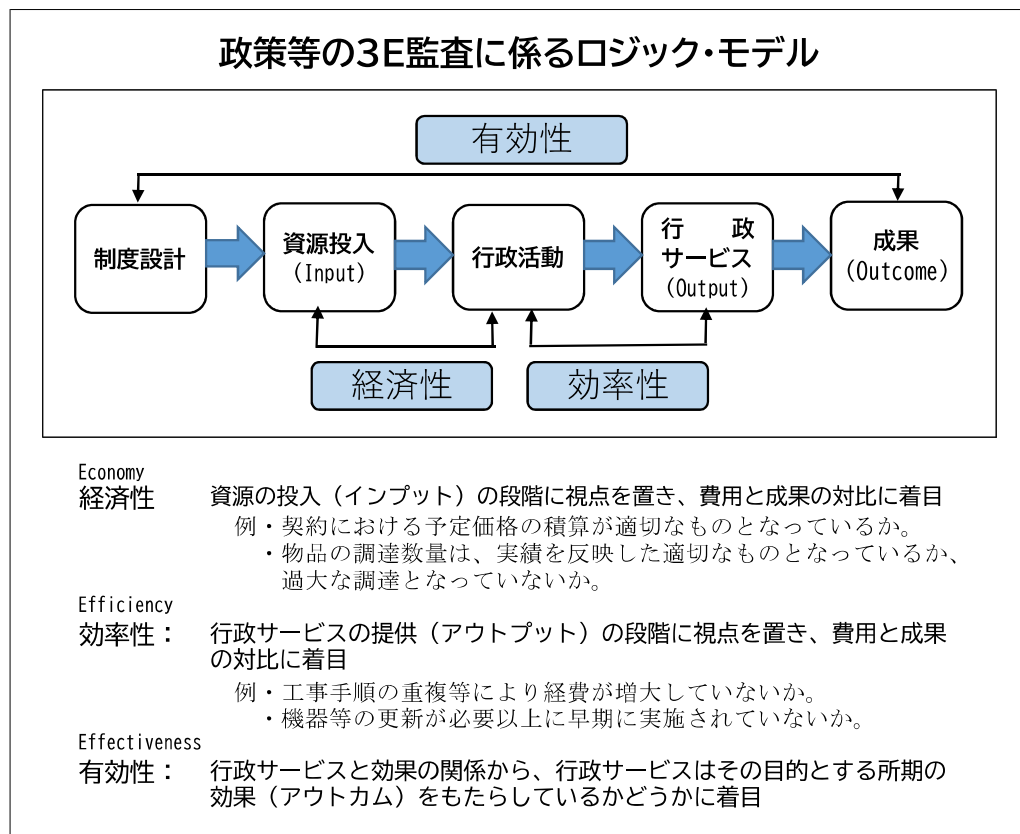
(1) 定期監査

ア 監査の対象事務及び実施方針

県の予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納・保管、財産の管理等の財務に関する事務について、内部統制の取組等を踏まえ、調査項目を絞り込み職員調査を実施するとともに、経済性、効率性及び有効性の観点から各所属における事務事業の成果の確認を行うことなどにより、政策・施策・事業の具体的な『成果の創出』と『成果の見える化』につながる監査を強化していく。

特に、横断的・多角的な視点からの監査として令和5年度のテーマを発展させ実施する「新産業を支える人材育成の成果の検証」については、行政監査等と連携を図りつつ、定期監査においても委託料や補助金などについて、経済性、効率性及び有効性の観点から検証を行う。

また、これまでの監査等を踏まえ、合规性、正確性の観点から特に確認すべき事項にも留意しながら検証を行い、不適切事案の原因や改善措置を確認することで再発防止及び事務事業や制度の改善につながる監査を実施する。



イ 監査の対象会計年度

令和5会計年度

なお、一部の公所については令和4会計年度も対象とし、また、令和6年10月以降に実施する公所の一部については、令和6会計年度（期中）も併せて実施する。

ウ 監査対象

(7) 対象機関

定期監査の監査類型に基づく対象機関は、別紙1のとおりとする。

(4) 監査対象機関数等

監査対象機関数、監査実施機関数及び実施時期は、別紙2のとおりとする。

エ 監査の着眼点

- (7) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (4) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (ウ) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (イ) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (オ) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

オ 重点検証事項

企業会計

(7) 固定資産の管理等について（流域下水道事業）

公営企業会計に令和2年度から移行しているが、固定資産の管理及び会計処理については、令和5年度の監査においても処理漏れや誤りが認められることから、固定資産の管理及び会計処理について、適正に行われているか検証する。

(4) 固定資産の管理等について（工業用水道事業）

工業用水道事業における設備の計画的な維持管理や資産の適正な現状把握が重要であるが、令和5年度の監査において適正を欠くものがあったため、引き続き固定資産の維持・管理等が適切になされているか検証する。

(ウ) たな卸資産の管理等について（県立病院事業）

令和4年度及び令和5年度の監査において、たな卸資産の管理に適正を欠くものがあったため、引き続き、たな卸資産の受入（購入等）及び払出の会計処理及び残高の管理が適正になされているか検証する。

(2) 随時監査

随時監査は、必要に応じ、その都度監査委員の協議により、具体的実施方針等を定めて実施する。

(3) 技術監査

農林水産部、土木部及び企業局の建設工事について、定期監査の一環として実施する。

なお、施工前に実施する建設工事の技術監査については、監査対象機関、監査対象工事及び監査日程を監査委員の協議により決定し実施する。

2 行政監査

(1) 監査の課題等

ア 監査の課題

新産業を支える人材育成の成果の検証

イ 監査の目的

令和5年度については、地域の活力のベースとなる産業政策に焦点を当て、「新産業の創出・振興に係る事業成果の検証」をテーマとしたが、令和6年度については、産業人材育成の取組も検証を深化し、地域のより身近な産業教育を担う、ハイテクプラザ、テクノアカデミーや実業高校等のキャリア教育の状況のほか、産業振興センター等の商工関係団体の産業人材育成の在り方を検証する。

※ (2)～(4)は、令和6年4月下旬に開催予定の監査委員協議会において決定予定

(2) 監査の対象機関

調整中

(3) 監査の方法（案）

新産業に係る産業人材育成の所管課・団体に対して、現状と課題を洗い出す事前調査を実施し、その結果を踏まえて、事務局による職員調査を実施する。

また、普通会計の財務監査及び財政支援団体等監査においても上記対象機関の調査を実施する。

これらの結果を踏まえ、監査委員意見をとりまとめる。

(4) 監査の着眼点（案）

今年度の課題「新産業を支える人材育成の成果の検証」に係る着眼点は次のとおりとする。

ア 総合計画等に係る成果指標の進行管理は適切か。

イ 産業人材育成に係る方針、ビジョンは適切か。

ウ 人材育成・確保・定着に向けた現状と課題はどうなっているか。

エ キャリア教育を担う事業主体の事業方針は適切か。

3 財政支援団体等監査

(1) 監査の対象事務及び実施方針

県が資本金等の4分の1以上を出資・出捐している団体、補助金・貸付金等の財政支援を行っている団体及び指定管理団体を対象として、当該財政支援等の目的に沿って、財政支援等に係る事務・事業が計画的、適正かつ経済的・効率的・効果的に運営・実施されているかどうかを確認する。

さらに、監査機能充実・強化の一環として、対象団体において、財政支援等によって、どのような成果を上げているかを確認する。

(2) 監査の対象会計年度

原則として令和5会計年度

(3) 監査の対象団体等

対象団体や具体的実施計画については、監査委員の協議により別に定める。

(4) 監査の着眼点

ア 出資等団体（公立大学法人を含む）

(ア) 出資等の目的に沿って適正かつ経済的・効率的・効果的に運営され、成果を上げているか。

(イ) 内部統制、会計処理、財産管理等が適正に行われているか。

(ウ)（公立大学法人のみ）中期目標に基づく中期計画、年度計画は達成されているか。

イ 補助・貸付団体等

(ア) 補助金の交付等が法令、補助要綱等に則って適正に行われているか。

(イ) 補助金等に係る会計が適正に処理されているか。

(ウ) 補助事業等が、補助金交付等の目的に沿って有効かつ経済的・効率的・効果的に実施され、成果が上がっているか。

ウ 指定管理団体

(ア) 条例で定める管理基準等に従って施設を適切に管理しているか。

(イ) 指定管理委託契約時等の計画に沿って管理しているか。

(ウ) 住民サービス向上のための措置や、施設の利用率等を維持又は向上させるための措置がとられ、成果を上げているか。

(エ) 経費節減が図られているか。

4 決算審査

(1) 審査の対象及び実施方針

ア 普通会計決算審査

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、決算書その他関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行、財務に関する事務、財産の管理等が適正であるかを主眼として審査を実施し、定期監査・例月出納検査等の結果も勘案して、意見を知事に提出する。

イ 企業会計決算審査

流域下水道事業会計等の企業会計決算について、事業の経営が常に経済性を発揮するとともに目的に沿って運営されたか、決算書類が事業の財政状態、経営成績を適正に表示しており、財務に関する事務が会計諸規則に則り適正に執行されているかを主眼として審査を実施し、定期監査・例月出納検査等の結果も勘案して、意見を知事に提出する。

(2) 審査の対象会計年度

令和5会計年度

(3) 審査期間

令和6年7月～8月

(4) 審査の着眼点

ア 普通会計

- (ア) 決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか。
- (イ) 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行され、財産の取得・管理・処分は適正に行われたか。
- (ウ) 予算の執行は、具体的な「成果の創出」と「成果の見える化」につながるよう効果的・効率的・合理的に行われたか。

イ 企業会計

【流域下水道事業】

- (ア) 事業の経営は、常に経済性を発揮するとともに、公衆衛生の向上に寄与し公共用水域の水質の保全に資するよう運営されたか。
- (イ) 決算書類は、流域下水道事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (ウ) 財務に関する事務は、地方公営企業法及び関係法令に基づく会計諸規則に則り、適正に執行されているか。

【工業用水道事業】

- (ア) 事業の経営は、常に経済性を発揮するとともに、立地企業への安定的で良質な工業用水の供給により、産業の基盤を支えるよう運営されたか。
- (イ) 決算書類は、工業用水道事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (ウ) 財務に関する事務は、地方公営企業法及び関係法令に基づく会計諸規則に則り、適正に執行されているか。

【地域開発事業】

- (ア) 決算書類は、地域開発事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (イ) 財務に関する事務は、地方公営企業法及び関係法令に基づく会計諸規則に則り、適正に執行されているか。

【病院事業】

- (ア) 事業の経営は、常に経済性を発揮するとともに、県立病院として求められる政策医療を適切に提供するよう運営されたか。
- (イ) 決算書類は、県立病院事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (ウ) 財務に関する事務は、地方公営企業法及び関係法令に基づく会計諸規則に則り、適正に執行されているか。

5 例月出納検査

(1) 検査の対象及び実施方針

会計管理者及び公営企業管理者から提出された検査調書等に基づいて毎月の計数を照合確認するとともに、現金及び預金の出納事務が適正に行われているか、さらに公営企業会計においては試算表等の会計資料が経営・財務状況を正確に表しているかを主眼として検査を実施する。

ア 監査委員による検査

令和6年3月分～令和7年2月分

イ 事務局職員による事前検査

令和6年3月分～令和7年2月分

(2) 検査の日程及び実施方法

ア 監査委員による検査及び事務局職員による事前検査の日程は、別紙3「監査等執行計画」（略）のとおりとする。

イ 監査委員による検査の実施方法は、原則として書面によるものとする。
ただし、流域下水道事業については、書面又は臨場による検査により実施する。

また、事務局職員による事前検査の実施方法は、臨場によるものとする。

(3) 検査の着眼点

ア 一般会計、特別会計について

(ア) 月次の計数に誤りはないか。

a 現金及び預金の月末残高は、金融機関の証明と符合し、正確であるか。

b 例月検査調書の計数は、関係諸帳票と符合し、正確であるか。

(イ) 主な収入が順調に収入になっているか。

(ウ) 支出予算が計画どおり執行されているか。

(エ) 多様化されている公金の収納が適切になされているか。

イ 土木部、企業局及び病院局所管の公営企業会計について

(ア) 現金及び預金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか。

(イ) 現金及び預金の月末残高は、金融機関の証明と符合し、正確であるか。

(ウ) 試算表等の会計資料は、経営・財務状況を正確に表しているか。

6 基金運用審査

(1) 審査の対象及び実施方針

県が設けている基金の運用状況について、決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、基金の設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを主眼に審査を実施し、定期監査、例月出納検査の結果を勘案して、意見を知事に提出する。

(2) 審査の対象会計年度

令和5会計年度

(3) 審査期間

令和6年7月～8月

(4) 審査の着眼点

ア 計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか。

イ 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行されたか。

ウ 基金の運用は、設置目的に従い、適正かつ効率的に行われたか。

7 健全化判断比率等審査

(1) 審査の対象及び実施方針

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び同第22条に規定する地方公営企業の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を確認するとともに、各比率が適正に算定されているかを主眼に審査を実施し、意見を知事に提出する。

(2) 審査の対象会計年度

令和5会計年度

(3) 審査期間

令和6年7月～8月

(4) 審査の着眼点

ア 健全化判断比率等は、法令等に基づき適切な算定要素を用いて適正に算出されているか。

イ 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

ウ 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

8 内部統制評価報告書審査

(1) 審査の対象及び実施方針

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制に係る整備上の不備及び運用上の不備が内部統制の重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査を実施し、定期監査、例月出納検査、その他の審査等によって得られた知見に基づき意見を知事に提出する。

(2) 審査の対象会計年度

令和5会計年度

(3) 審査期間

令和6年7月～8月

(4) 審査の着眼点

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。

イ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

9 福島県監査委員監査基準第2条第2項に定める監査

(1) 指定金融機関等の監査

指定金融機関等の監査については、必要に応じ、監査委員の協議により実施する。

(2) その他の監査

次の監査については、請求等の都度、監査委員の協議により具体的実施方針、着眼点等を定め実施する。

- ア 住民の直接請求による監査
- イ 議会の要求による監査
- ウ 知事の要求による監査
- エ 住民監査請求による監査
- オ 職員の賠償責任に関する監査

第3 外部監査（包括外部監査・個別外部監査）への対応

外部監査制度の円滑かつ効果的な運用を図るため、外部監査と監査日程等について相互に調整を図るなど外部監査の実施に必要な配慮・協力を行う。

また、外部監査における監査結果について、該当する機関の監査時に処理状況等について検証する。

第4 監査業務のDX化の推進

全庁的な行政のDX化の状況等を踏まえ、令和6年度においては、職員調査及び委員監査時の資料のペーパーレス化やオンラインによる委員監査の試行を行うとともに、必要な機器や監査資料の見直しを検討するなど監査業務のDX化を進めていく。

第5 事務局職員の専門性の向上

職場内研修や外部講師を招いた研修などを計画的・効果的に実施し、事務局職員の資質向上等を図り、監査機能の強化につなげる。

第6 監査に関する情報の発信

- 1 県民に対する監査委員の説明責任を果たし、監査等業務の透明性の向上を図るため、福島県監査委員監査基準、監査結果及び県が講じた改善のための措置などの情報について県報で公表するとともに、県ホームページ等において分かりやすく発信する。
- 2 執行機関に対する監査結果のフォローアップは重要なことから、監査結果を踏まえた留意事項等について各種会議等で伝達し、きめ細かに注意喚起を促す。

第7 執行計画

令和6年度監査等執行計画は、別紙3（略）のとおりとする。

財務監査（定期監査）の対象機関（令和6年度）

1 普通会計

普通会計 合計 248

類型 1		類型 1 小計	86
本庁機関			53
総務部	各地方振興局		7
生活環境部	環境創造センター		1
保健福祉部	各保健福祉事務所		6
商工労働部	ハイテクプラザ		1
農林水産部	各農林事務所、農業総合センター		8
土木部	各建設事務所、相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所		10
・原則、毎年 実地監査を実施 ・毎年、職員調査を実施			
類型 2		類型 2 小計	18
総務部	東京事務所		1
保健福祉部	総合療育センター、衛生研究所		2
商工労働部	テクノアカデミー郡山、テクノアカデミー会津、テクノアカデミー浜		3
農林水産部	中央家畜保健衛生所、水産事務所、水産海洋研究センター		3
土木部	富岡土木事務所、福島空港事務所		2
教育委員会	教育センター、美術館、博物館		3
公安委員会	福島警察署、郡山警察署、会津若松警察署、いわき中央警察署		4
・2年に1度、2年度分の実地監査を実施 ・2年に1度、2年度分の職員調査を実施			
類型 3		類型 3 小計	144
類型 1、類型 2 以外の公所			144
・2年に1度、2年度分の実地監査と書面監査を交互に実施			
・2年に1度、2年度分の職員調査を実施			
※特殊な要因等（施設の大規模改修、改築、制度等の改正、事務事業の改善の検証など）により、監査委員が必要と認めた場合は、類型 1 又は類型 2 の例により実施するものとする（指摘事項があった機関は、処理状況報告書に記載された「原因」及び「今後の対応」を十分確認した上で、次年度を実地監査とするか判断する）。			

備考：類型 2 及び類型 3：監査の結果、指摘事項があった機関は、処理状況報告書に記載された「原因」及び「今後の対応」を十分確認した上で、次年度を実地監査とするか判断する。

2 企業会計

企業会計 合計 11

類型 1		類型 1 小計	5
本庁機関	土木部（流域下水道事業）、企業局、病院局		3
80床以上の病院	ふくしま医療センターこころの杜、南会津病院		2
・原則、毎年実地監査を実施 ・毎年、職員調査を実施			
類型 2		類型 2 小計	6
流域下水道建設事務所	県北流域下水道建設事務所、県中流域下水道建設事務所		2
企業局の事業所	いわき事業所		1
80床未満の病院等	宮下病院、大野病院、ふたば医療センター (休止中の大野病院については、当分の間、書面監査とする。)		3
・毎年、実地監査と書面監査を交互に実施 ・毎年、職員調査を実施			

備考：類型 2：監査の結果、指摘事項があった機関は、処理状況報告書に記載された「原因」及び「今後の対応」を十分確認した上で、次年度を実地監査とするか判断する。

監査対象機関数及び実施時期(令和6年度)

※各表の
「(令和5年度)」
欄の数は当初
計画数を表す。

1 監査対象機関数

区 分	本 庁	公 所	計	(令和5年度)
合計	56	203	259	(260)
普通会計	53	195	248	(249)
企業会計	3	8	11	(11)

※廃止による公所減 1

2 監査方法別実機関数

区 分	実地監査	書面監査	計	(令和5年度)		
合計	133	50	183	(141)	(31)	(172)
普通会計	125	47	172	(134)	(27)	(161)
企業会計	8	3	11	(7)	(4)	(11)

3 実監査実施機関数

令和6年度：対象会計年度機関数		(令和5年度)
合計	183	(172)
令和4会計年度と令和5会計年度を同時に実施する機関数	36	(24)
令和5会計年度のみを実施する機関数	97	(108)
令和5会計年度と令和6会計年度を同時に実施する機関数	49	(38)
令和6会計年度のみを実施する機関数	1	(2)

4 監査対象年度別実施機関数及び実施時期

区 分	対象会計年度	本 庁	公 所	計	実施時期	(令和5年度)
合計		56	212	268		(245)
普通会計	計	53	204	257		(234)
	令和4会計年度		36	36	6年4月～7年3月	(24)
	令和5会計年度	53	118	171	6年4月～7年3月	(170)
	令和6会計年度		50	50	6年4月～7年3月	(40)
企業会計	計	3	8	11		(11)
	令和5会計年度	3	8	11	6年 5月～6年9月	(11)

(1) 令和4会計年度

区 分	部 局 名	本 庁	公 所	計	実施時期
普通会計	計	0	36	36	6年4月～ 7年3月
	総 務 部		4	4	
	危 機 管 理 部		1	1	
	保 健 福 祉 部		6	6	
	商 工 労 働 部		1	1	
	農 林 水 産 部		1	1	
	土 木 部		1	1	
	教 育 委 員 会		20	20	
公 安 委 員 会		2	2		

(2) 令和5会計年度

区 分	部 局 名	本 庁	公 所	計	実施時期
	合計	56	126	182	
普通会計	計	53	118	171	6年4月～ 7年3月
	総 務 部	5	11	16	
	危 機 管 理 部	1	1	2	
	企 画 調 整 部	5	1	6	
	生 活 環 境 部	3	1	4	
	保 健 福 祉 部	4	16	20	
	商 工 労 働 部	3	2	5	
	農 林 水 産 部	5	13	18	
	土 木 部	6	11	17	
	出 納 局	1	0	1	
	議 会 事 務 局	1	0	1	
	監 査 委 員 事 務 局	1	0	1	
	人 事 委 員 会 事 務 局	1	0	1	
	労 働 委 員 会 事 務 局	1	0	1	
教 育 委 員 会	10	50	60		
公 安 委 員 会	6	12	18		
企業会計	計	3	8	11	6年5月～ 6年9月
	流 域 下 水 道 事 業	1	2	3	
	企 業 局	1	1	2	
	病 院 局	1	5	6	

(3) 令和6会計年度

区 分	部 局 名	本 庁	公 所	計	実施時期
普通会計	計	0	50	50	6年10月～ 7年3月
	企 画 調 整 部		1	1	
	保 健 福 祉 部		4	4	
	農 林 水 産 部		4	4	
	教 育 委 員 会		31	31	
	公 安 委 員 会		10	10	